

消費者にとって大事な民法(債権法)改正！ 学んでみませんか？

民法は私たちの生活や企業の経済活動にとって大変重要な法律ですが、その大改正が日程にのぼっております。この度、地域の消費者リーダー、各市町村の消費者相談窓口等で相談業務に従事されている方を対象に、民法改正、特に契約に係る債権法の改正内容につき研修を行います。この研修を通して各地域の消費生活相談の強化、消費者被害の未然防止と拡大防止、今後の消費者啓発活動に資することを目的としています。(一般の方も受講できます)



島根県消費者センターマスコットキャラクター
だまされないゾウくん

第1回：平成28年11月19日(土)13:30～16:30

会場：浜田市石中央文化ホール(小ホール)

講師：玉樹 智文 先生(島根大学大学院法務研究科准教授)



第2回：平成29年3月4日(土)13:30～16:30

会場：島根大学松江キャンパス 教養棟1号館101号教室

講師：潮見 佳男 先生(京都大学大学院法学研究科教授)
(前法制審議会民法(債権法)部会幹事)

【お問合せ先】

島根大学大学院法務研究科

☎ 0852-32-9835

(平成28年度 島根県消費者活動推進事業)